

## 島根県地域情報化戦略会議設置要綱

### (設置)

第1条 情報通信技術（ICT）は、地域が抱える課題解決に有効な手段であるという認識の下、その効果的な利活用によって、住みやすさの向上、地域経済の活性化、行政サービスの向上を総合的に推進する方針を検討するため、島根県地域情報化戦略会議（以下、「戦略会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 戦略会議は、ICT に関し専門的知識を有する者、情報通信基盤関係者、利活用関係者、行政関係者等で、知事が委嘱をした者をもって構成する。

### (委員長等)

第3条 戦略会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから知事が指名する。
- 3 委員長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第4条 戦略会議の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席を得て開くものとする。
- 3 会議は、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 戦略会議に関する庶務は、島根県地域振興部情報政策課が処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる戦略会議の会議は、第4条第1項の規定に関わらず、知事が召集するものとする。